

運転手の職場環境改善支援事業費補助金交付要綱

一般社団法人島根県旅客自動車協会

(趣旨)

第1条 一般社団法人島根県旅客自動車協会（以下「協会」という。）が実施する運転手の職場環境改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）、地域生活交通の担い手確保促進事業費補助金交付要綱（令和7年4月1日）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 運転手の職場環境の改善のため、運転手が利用する施設・設備の整備・更新に取り組む事業者に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「乗合バス事業者」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者をいう。
- (2) 「貸切バス事業者」とは、道路運送法第3条第1号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業を営営する者をいう。
- (3) 「タクシー事業者」とは、道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業を営営する者をいう。
- (4) 「自家用有償旅客運送」とは、道路運送法第78条第2号に基づく旅客の運送をいう。

(対象事業者等)

第4条 補助金の対象事業者、対象経費等は別表1に定めるところとする。なお、対象経費については、消費税額及び地方消費税額を含まないものとする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

2 申請書の提出期限は、別途定める。

3 協会は、申請者から交付申請書の提出があったときは、島根県知事（以下「知事」という。）と事業内容について協議を行うこととする。

(交付の決定)

第6条 協会は、前条に規定する交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査

の上、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、交付決定通知書（様式第2号）で通知するものとする。

- 2 協会は、適正な交付を行うために必要と認める場合は、条件を付して交付決定することができるものとする。

（補助事業の変更等の承認申請）

第7条 申請者は、前条の規定により交付決定を受けた補助事業について、次の各号いずれかに該当する重要な変更を行うときは、あらかじめ、変更承認申請書（様式第3号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- (1) 補助金の交付決定額の増額を伴う変更
- (2) 補助事業の中止又は廃止
- (3) その他補助目的達成に影響を与える変更

（変更交付の決定）

第8条 協会は、申請者から前条の変更承認申請書が提出された場合において、その内容を審査し、適当と認めたときには、変更交付決定するものとし、変更交付決定通知書（様式第4号）で通知するものとする。

- 2 前項の変更交付決定の手続きは、第6条の規定を準用する。

（状況報告）

第9条 申請者は、協会が指示した時には、補助事業の状況を報告しなければならない。

（実績報告）

第10条 申請者は、補助事業が完了したときは、規則第10条の規定により実績報告書（様式第5号）に関係書類を添えて、協会に提出しなければならない。

- 2 提出の時期は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定を受けた日の属する年度の末日のいずれか早い日とする。

（額の確定）

第11条 協会は、申請者から前条の実績報告書が提出された場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、額を確定するものとし、額の確定通知書（様式第6号）で通知するものとする。

（補助金の交付）

第12条 補助金は、額の確定後に交付するものとする。ただし、協会が必要と認めるとき

は、概算払いができるものとする。

- 2 申請者は、前項ただし書により補助金の交付を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を協会に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第13条 協会は、申請者に交付すべき補助金の額が確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、申請者に対して、期限を定めその返還を命ずるものとする。

- 2 協会は、申請者が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反した場合並びに補助事業に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合において、既に補助金が交付されているときは、申請者に対して、期限を定めその返還を命ずるものとする。
- 3 協会は、同条第1項及び第2項により補助金を返還させるときは、納付通知書により補助金を納付させることができるものとし、申請者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。

（財産処分の制限等）

第14条 申請者は、規則第13条第1項に規定する承認を受けようとする場合には、財産処分承認申請書（様式第8号）を提出するものとする。

- 2 取得財産のうち、規則第13条第1項第4号の規定にするより知事が定めるものは、取得価格又は効用の増加価格が50万円を超えるものとする。
- 3 規則第13条第2項の規定により定める期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。
- 4 協会は、申請者が財産を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、納付通知書により、当該財産に係る補助金額を限度として、その収入の全部又は一部を納付させることができるものとし、申請者は当該納付命令にしたがって納付しなければならない。

（帳簿等の保存等）

第15条 申請者は、当該補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を備え、補助金交付の決定を受けた年度の翌年度から5年間保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年4月1日から適用する。

附則

この要綱は、令和 7 年 9 月 1 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

附則

この要綱は、令和 8 年 8 月 3 日に施行し、令和 8 年 8 月 3 日から適用する。

別表 1（第 4 条関係）

1 対象事業者	交付申請書の提出時点において、国土交通省の許可を受けている乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者のうち、県内に本社又は営業所を有し、次の各号のいずれかに該当する者。 ただし、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 2 条第四号に規定される事業を実施する事業者を除く。 (1) 県内で路線バス等を運行する乗合バス事業者 (2) 県内市町村から一般乗合旅客自動車運送事業の運行を受託する乗合バス事業者 (3) 県内市町村が実施する自家用有償旅客運送（交通空白地有償運送）の運行を受託する乗合バス事業者、貸切バス事業者、タクシー事業者
2 対象経費	運転手の職場環境の改善のため、運転手が利用する営業所・車庫・待機所等の施設及びこれに付随する設備の整備・更新を実施するために必要な経費のうち知事が認めるもの
3 対象事業費の上限額	2,000 千円 ※ 消費税額及び地方消費税額を含まない
4 補助率	1/2
5 補助金の上限額	1,000 千円 ※ 千円未満の端数が出た場合は、これを切り捨てる
6 申請回数の上限	各年度 1 事業者あたり 1 回まで